

せんもんぶかい およ しかくうんえいかいぎ せっち あん
専門部会及び企画運営会議の設置について（案）

1 専門部会

(参考資料2) 川崎市区民会議条例第7条、川崎市区民会議条例施行規則第4条、幸区区民会議要綱第7条)

- 区民会議における調査審議を、専門的かつ機動的に行うために設置することができる
- 設置する場合、第1回目の開催は9月下旬頃を想定
 (各専門部会につき、第5期は2年間で13回(平成26年度：5回、平成27年度：8回)開催)
- 区民会議委員は、いずれかの専門部会に必ず参加することとする

2 企画運営会議

(参考資料2) 幸区区民会議要綱第8条)

- 円滑な会議運営を図るために設置するもの
- 第1回目の開催は11月上旬頃を想定
 (第5期は2年間で5回(平成26年度：2回、平成27年度：3回)開催)
- 委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって構成する

《第6期幸区区民会議の会議構成案》

